

川崎市高津区公告第70号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年9月19日

川崎市高津区長 白井 豊一

年 度	科 目	期 別	滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る 日	件 数 ・ 備 考
令 和 7 年 度	介 護 保 険 料	第 3 期 分	令 和 7 年 9 月 3 0 日	計 1 件
令 和 7 年 度	介 護 保 険 料	第 4 期 分	令 和 7 年 9 月 3 0 日	計 5 件

別紙省略